

第 4365 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 11月 15日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 非上場株式等の納税猶予

Q：非上場株式に係る相続税の納税猶予の要件が明らかになったそうですが、どのようなになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

相続税の納税猶予を受けるには、次の要件を満たす特別関係会社のうち特定特別関係会社でなければならないこととされました。

【要件】

- ① 納税猶予の適用を受けようとする株式等に係る会社
- ② ①の会社の代表権を有する者
- ③ ②に掲げる者と生計を一にする親族
- ④ ②に掲げる者と事実上婚姻関係にある者など一定の者

【特別関係会社】

次の者によりその株式等に係る議決権の過半数を保有される会社をいいます。

- ① 納税猶予の適用を受けようとする株式等に係る会社
- ② ①の会社の代表権を有する者
- ③ ②に掲げる者の親族
- ④ ②の者と事実上婚姻関係にある者など一定の者

【特定特別関係会社】

上記特別関係会社のうち、③が②に掲げる者と生計を一にする親族の会社をいいます。

